

第2章 生活排水の処理主体

本市区域における生活排水の処理主体は、以下のとおりです。生活排水処理主体は、今後もこの形態を継続していくものとします。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道終末処理場	し尿及び生活雑排水	京都府
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	乙訓環境衛生組合